

成安造形大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、成安造形大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

「成安」という言葉の中にあるとした建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的は、大学の社会に対する積極的な働きかけを明確にするために説明を加え、授業や教職員研修会、及び各種媒体を通して学内外へ周知している。

教育研究組織は、造形学部デザイン科・造形美術科の 1 学部 2 学科を平成 22(2010)年度から芸術学部芸術学科の 1 学部 1 学科に改組し、5 つの領域を置き、その領域を単位とした、デザインと美術を分断しない総合的で有機的なシステムを構築している。

教育課程は、実社会での実践を通して能力開発を行う、社会とのつながりを強く意識した科目や、地元である近江に根ざした造形教育を体系的に設定して、基本理念である「芸術による社会への貢献」を実現するべく編成されている。

アドミッションポリシーは、入学試験要項及びホームページ上に明確に示されており、適切に運用されている。学生支援については、事務局に「学生支援部門」、教学組織として「教学委員会」「キャリアサポートセンター運営委員会」などの委員会組織を整備し、「成安パーソナルプログラム(SPP)」としてその取組みを明文化、体系化している。

大学設置基準上必要な教員数及び教授数は、領域別の担当教員数が在籍学生数に比して若干不均衡な部分があるが、概ね適切に配置されている。また、各領域などに「教務員」や「領域アシスタント」を配置して、教員の教育研究活動を支援する体制を整備している。FD(Faculty Development)活動は、組織的に FD 全般に取り組む体制を整えたところであり、今後の活動に期待する。

職員の事務組織は、旧来の「部」や「課」を置かず、4 つの「部門」を設置し、それぞれに「主管」「主査」「主事」という職制をしいて部門内各業務の連携の促進を図り、小規模大学として工夫している。

管理部門と教学部門とをつなぐ実務的な常設の機関として、法人及び教学部門の幹部職員で構成する「総合戦略会議」を設置し、実務に関わる協議や調整を行っている。自己点検・評価体制は、恒常的な体制を整えたところであり、今後の取組みに期待したい。

財務については、法人の設置校である短期大学、中学校及び高等学校の設置者変更により大幅な債務の圧縮を行い、借入金も計画どおりに返済を続けて財政の健全化を図ってい

る。財務情報については、ホームページ上に掲載するなどして、広く公開している。

校地、校舎面積は大学設置基準を満たし、必要な施設設備は概ね整備されている。学園創立 90 周年記念事業としての「キャンパスが美術館」企画の展開や、キャンパス内の緑化事業、周辺環境整備により、緑あふれ創造意欲を掻き立てる空間作りを行っていることは評価できるが、施設のバリアフリー化への対応について配慮が求められる。

社会連携については、大学のギャラリーにおいて特定ジャンルに限定しない展覧会やワークショップなどを開催し、広く一般に公開しており、また、地元地域一体を会場としたアートイベントを、学生を主体に、大学、地元自治体、企業、住民などと一体となって取組むなど、地域との交流を活発に行っている。

社会的機関として必要な組織倫理については、各種規程を整備し運営している。学内外に対する危機管理に対して基本方針を定め、幹部職員からなる「危機管理委員会」を設置して情報収集、分析、防止などについて検討している。

総じて、「附属芸術文化交流センター」「附属近江学研究所」「地域連携推進センター」の設置などにより、県内唯一の芸術系大学として地域社会との連携活動に積極的に取り組んでいることは評価できる。今後は、地方大学としての魅力を生かした更なる発展を期待したい。

III 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は、人の和を大切に平和な社会をつくるという意味を表す「成安」という言葉の中にあるとし、「人の和を大切に、一人ひとりが自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、平和な社会をつくることに貢献する」こととしている。また、基本理念は「芸術による社会への貢献」であり、これらは、「京都成安学園報」「成安手帖（学生便覧・学修案内）」などの刊行物、ホームページなどの媒体を通して学内外に示している。更に、学内においては、授業や教職員研修会などの場を通して、建学の精神などに触れる機会を設けている。また、大学構内の掲示板、事務室など主要な場所に建学の精神・大学の基本理念を掲示している。

大学の使命・目的は、学則第 1 条に定めており、「成安手帖」やホームページへの掲載、教職員研修会、校舎や掲示板などへの掲示を行って、学内外に周知している。また、学外に対する公表については、ホームページ以外の方法をも模索して、更に浸透を図ることに期待したい。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は開学時より造形学部デザイン科・造形美術科の 1 学部 2 学科で構成していたが、平成 22(2010)年度から芸術学部芸術学科の 1 学部 1 学科に改組し、5 つの領域（総合・イラストレーション・美術・メディアデザイン・空間デザイン）を置き、その領域長を中心に「教学委員会」を構成して組織連携を強化している。デザインと美術を分断しない総合的な教育研究システムを構築し、基本理念「芸術による社会への貢献」を目指す有機的な教育研究組織を形成している。

附属機関として、固有の風土に根差した「附属近江学研究所」「附属情報メディアセンター」「附属芸術文化交流センター」及び附属図書館を設置している。地域との連携を組織的に推進すべく「地域連携推進センター」を新たに設置して教育研究の充実を図っている。

「芸術の基本は人間そのものにある」との考えに基づいて、教養教育の充実を図るために「人間学講座」の教員組織を設けている。

教育研究に関わる事項については、教授会のもとに組織された領域長会議と各種委員会の階層構造による審議組織の有機的な関係によって意思決定が行われている。また、学長、常務理事、学長補佐、主任領域長、入学委員長、広報委員長、事務局主管で構成する「総合戦略会議」を設け、大学の運営及び将来計画に関する重要事項について協議、検討している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学則第 1 条に定められた大学の目的に基づき、学科及び領域（旧課程においては群）ごとの特色、教育方針、教育内容などを定め、「成安手帖」に明記している。また、教育課程・方法に具現化する努力を払っている。

教育目的達成のために、専門科目が段階的に配置され、並行して学生自らの志向や制作・研究意欲に応じて履修する学部共通基本科目が数多く配置されている。その専門科目は、段階的な履修をもとに、少人数教育により各専門分野を基礎から着実に学修することができるよう配慮されている。

学部共通基本科目は、「造形基本科目群」「教養科目群」「社会実践科目群」からなり、造形表現力と社会人基礎力の養成を目指している。また、大学での学び方の基礎を教授する「教養演習」、領域を横断する多彩な導入教育のための「総合基礎演習」、近江の風土・文化資源を生かした造形教育のための「近江学 A」「近江学 B」「琵琶湖の民俗史」、実社会での実践を通して能力開発を行う「プロジェクト演習」や「プロジェクト特別実習」などの科目構成の工夫が図られている。

授業期間の確保、適切な履修を促す履修指導、卒業要件単位数、時間外演習・実習のためのスペースの確保など、学習の質と量を担保するための適切な措置がなされている。

また、「学生満足度調査」、就職状況、進路調査アンケート、資格取得状況調査などによって、達成状況把握の努力が行われている。

【優れた点】

- ・地元である近江に根ざした造形教育科目を体系的に設定していることは評価できる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは明確に策定されており、入学試験要項への記載、ホームページのみならず、進学相談会、オープンキャンパス、体験入学などの幅広い機会に、周知を図っている。ここ数年入学者の減少がみられるが、今年度からは定員削減を行うとともに、学生のニーズや社会的需要に対応するべく領域制への転換を行っている。開学時より演習・実習科目において、少人数教育を実施しており、受講者数の多い場合はクラス分割を行うほか、授業運営上の努力もきめ細かく行っている。

学生の自主的な制作活動のための実習室（アトリエ）は、学生全員の制作スペースを確保し、その使用規定においても学生の利便性に配慮されている。

「成安パーソナルプログラム(SPP)」の取組みは、学生一人ひとりを対象とした在学中の有効な幅広い支援システムであり、経済的な側面では大学独自の奨学金制度と外部の奨学金制度を運用している。学生の通学の利便性の向上と、夜間に及ぶ作品制作という特殊性にかんがみ地元の路線バス運行会社と業務契約して、駅と大学構内をシャトル運行するスクールバスを学生のために無料で運行している。

就職については、キャリア教育のために1年次から4年次まで多様なキャリアデザイン科目を設けており、多くの学生が履修して高い効果を得ている。

【優れた点】

- ・取扱いの難しい制作機材などについて、講習会を実施し、受講生に「ライセンス」を発行して制作上の安全の確保とサポートを行っている点は評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

成安造形大学

大学設置基準で求められている専任教員数及び教授数は確保されており、年齢構成のバランスも概ねとれている。専門分野（領域）別の構成も、特定の分野に偏ることなく概ね適切に配置されている。領域別の担当教員数と在籍学生数との割合に若干の不均衡が見られるが、大学は改善の必要があると認識しており、平成 23(2011)年度に専任教員の新規採用により是正するとしている。教授昇進は内部の推薦によるが、准教授数の増加が目立ち、実績に即した対応が必要とされる。

教員の教育担当時間は概ね適切に配分されている。平成 22(2010)年度より、任期付き職員として雇用する「教務員制度」をスタートさせている。更に、教務員の補助的な業務を担う臨時職員として「領域アシスタント」を配置し、教員の教育研究活動の支援を行っている。

平成 22(2010)年度に、これまでの「自己点検・FD 委員会」を「自己点検委員会」と「FD 委員会」に委員会機能を分化することで、FD(Faculty Development)活動の推進を図っている。

また、学長はすべての専任教員と個別面談を実施し、教員個々の大学教育に対する考えや実際の教育研究活動状況の把握に努めている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織は、短期大学、高等学校及び中学校の設置者変更などに伴い統廃合が行われた。更に、平成 21(2009)年度、平成 22(2010)年度の 2 か年にわたって改編を行い、現在は「入試広報部門」「学生支援部門」「研究支援部門」「総務部門」の 4 部門制である。また、「部長」「課長」「課長補佐」という職制を廃止し、有機的業務遂行を目指し「主管」「主査」「主事」という職制に移行した。なお、会計・給与・固定資産管理業務や図書館業務などについては、外部委託している。

採用・昇任・異動については「学校法人京都成安学園就業規則」などの諸規程に基づいており、人事考課については「学校法人京都成安学園事務職員人事考課規程」により行われている。

職員の能力の向上のための取組みは、OJT、年間 1、2 回程度の事務職員研修会及び外部研修会への職員の派遣である。

教育支援については「学生支援部門」を設け、学生を総合的に支援する体制を整備し、研究支援については「研究支援部門」を設け、「附属芸術文化交流センター」や「附属近江学研究所」での支援業務を行っている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事、監事、評議員は「学校法人京都成安学園寄附行為」「学校法人京都成安学園理事会運営規程」などに則り、外部から有識者なども選任されている。大学からは学長と学長補佐 1 人が教学部門の理事として理事会に加わっている。理事会は、原則として月例で開催されており、必要に応じて臨時の開催も行われている。監事 2 人のうち 1 人は常勤である。なお、学校法人の事務は、大学の総務部門に統合している。

役員などの選考や採用については、理事・監事・評議員は「学校法人京都成安学園寄附行為」に、学長は「成安造形大学学長選出規程」に基づき選任されている。

管理部門と教学部門とをつなぐ実務的な常設の機関として、学長、常務理事、学長補佐、主任領域長、入学委員長、広報委員長、各主管で構成する学長諮問機関の「総合戦略会議」がある。平成 21(2009)年度に設置し、月 2 回程度開催して、実務に関わる協議や調整を行っている。理事会における審議、協議並びに報告の内容については、一部を除き原則として文書により理事会終了後、教職員に回覧して周知を図っている。

平成 14(2002)年度に実施し、それ以降全学的な取組みとして自己点検・評価は実施されていなかったが、平成 22(2010)年「成安造形大学自己点検・評価規程」を制定し、恒常的な体制を整えた。

【参考意見】

- ・監事 2 人のうち 1 人の理事会への出席が少ないので、監事の職務が法人業務全般に対することを認識し、理事会に出席することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

法人の設置校である短期大学、高等学校及び中学校の設置者を他の学校法人に変更することで債務の大幅な圧縮を図り、借入金は計画通り返済を続けることによりその額を減少させて、総負債額は自己資金の額と同等まで回復させて財政の改善を図り、健全化に努めている。法人の帰属収支差額比率はここ数年 10%以上を維持し、また大学の比率もほぼ 20%以上で推移しており、収入と支出のバランスを考慮した運営を心がけている。しかし、平成 20(2008)年度からの入学者数の減少による収入減によって収支のバランスが崩れ始めており、入学者の安定的な確保が喫緊の課題となっている。会計処理は、各種規程などを定めて適切になされている。

財務情報の公開は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書を大学と併設校である成安幼稚園において閲覧できるように常備し、利害関係者から開示請求があった場合に対応している。また、ホームページにおいても公開している。

財務情報は、わかりやすいように図表や解説を付加えることや財務比率による全国比較を行うなどの公開方法の工夫について検討を進めている。

外部資金の導入については、毎年度、新入学生の保護者宛に任意による寄付金募集をしているほか、地域連携推進センターを窓口として産官学連携受託研究を行い努力している。外部の補助金及び助成金の獲得については一層の努力が期待されるが、平成 22(2010)年度に法人が創立 90 周年を迎えることから、今年度末までの間、記念事業募金を展開することとしている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎面積は、大学設置基準を満たしている。体育施設、図書館、学生食堂なども適切に整備されている。既存の学内ギャラリー・アートスペースは、ほぼ年間を通して活用されている。また、情報サービス施設として、専門技術を有するスタッフが常駐した「附属情報メディアセンター」は、授業や学生個々の制作・研究活動の支援や機材の貸出しを行っている。更に、「造形センター」は造形ラボ、鉄工ラボ、モデリング用の工房、版画ラボ、デッサン室で構成され、専門的知識をもつ職員が指導と安全管理を行って、学生のものづくりの力を磨く場を提供している。

建物の耐震性に問題はなく、施設設備の安全性については、専門業者との委託契約などにより法定点検、日常点検、定期点検を実施して良好な状態を維持するよう努力している。バリアフリー化については、スロープ設置による段差の解消、身障者用トイレの設置、エレベータの設置などを進めている途上である。

琵琶湖を一望できるキャンパスは、学内の緑化事業や周辺環境整備により、快適な空間を生み出している。また、学内で展覧会が日常的に開催されており、美術系大学としての環境が整っている。

【優れた点】

- ・学園創立 90 周年記念事業として、既設のものを含めた 12 のギャラリー・アートスペースを再整備し、大学キャンパス全体を回遊式の美術館に見立てた「キャンパスが美術館」企画を展開している。教育環境の向上に資する事業であり評価できる。
- ・教員と学生が授業の一環として、建築から内装までをすべてセルフビルド方式（基礎工事を除く）で制作した木造平屋建てのカフェテリアは、琵琶湖の見える開放的な空間であり、地元住民の利用者も多い快適空間として評価できる。

【参考意見】

- ・施設のバリアフリー化については順次行っているが、未整備な点についての計画的な改善が望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

滋賀県唯一の芸術大学として、地域の文化、教育、芸術を担う拠点としての役割が課せられており、附属図書館の許可制による一般開放、校舎や体育館、運動場の許可制、有料による学外者の使用許可など、地域の活動に一定の貢献を行っている。

「附属芸術文化交流センター」を中核とした地域との連携活動は、大学と社会とを有効に結びつけている。他大学との連携では、単位互換や各種行事などを活発に行っている。

地元及び周辺自治体とは、協力に関する協定を多数締結しており、連携協定に基づくさまざまな受託連携事業を推進して良好な関係を構築している。また、大学の地元である堅田地域一体を会場として「湖族の郷アートプロジェクト」が学生を主体として、大学、地元自治体、企業、住民の参加を得て実施されている。

【優れた点】

- ・「芸術による社会への貢献」という基本理念のもとに、平成 22 年度より回遊式の「キャンパスが美術館」を開館して 12 のギャラリーによる展覧会を広く一般に公開しており、大学と社会との連携を積極的に進めている点は評価できる。
- ・基本理念「芸術による社会への貢献」のもと、自治体・金融機関との協定を数多く結び、地域連携を積極的に展開していることは評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理に関する規定は、「学校法人京都成安学園就業規則」「成安造形大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程」「学校法人京都成安学園職員賞罰規程」「学校法人京都成安学園セクシャル・ハラスメント等の防止に関する規程」「学校法人京都成安学園コンプライアンス規程」などにより定められており、また、必要な体制も整備され、適切に運営されている。

学内外に対する危機管理に対しては、「成安造形大学危機管理基本マニュアル」を作成し、その中で危機管理の基本方針などを定めている。また、このマニュアルに基づいて、学長、学長補佐、主任領域長及び主管からなる「危機管理委員会」を設置し、情報収集、分析、防止などについて絶えず検討している。消防計画を作成し、消防訓練は毎年実施している。

大学の教育研究成果は、入学広報部門及び広報委員会が担当しているホームページ、研

成安造形大学

究支援部門及び「附属芸術文化交流センター」が担当している「成安造形大学紀要」、研究支援部門及び「附属近江学研究所」、並びに同研究所の運営委員会が担当している研究所の紀要「近江学」及び「近江通信紙」、研究支援部門が担当している「公開講座案内」などにより、公正かつ適切に学内外に広報活動しており、その体制が整備されている。

【優れた点】

- ・「大学紀要」のみならず、附属近江学研究所紀要「近江学」、同研究所の主宰する「近江学フォーラム」の会報「近江通信紙」を発行し、成果を積極的に広報している取組みは評価できる。

